

福井しあわせパラ☆スポーツデー開催事業 仕様書

1 委託業務の名称

福井しあわせパラ☆スポーツデー開催事業

2 業務の目的

障がいの有無や程度に関わらず、誰もが一緒に運動やスポーツを楽しみ、交流し、互いの理解を深めるため、スポーツイベントを開催する。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和6年10月31日（火）まで

4 委託業務の内容

(1) 開催日時等

- ・ 日 時 令和6年9月21日（土）
10時～16時
- ・ 会 場 セーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）
9.98スタジアム
（〒918-8027 福井県福井市福町3-20）
- ・ 来場目標 延べ1,200人
 - ・ 障がいのある方 700人
 - ・ 障がいのない方 500人
- ・ 設 営 令和6年9月20日（金）
- ・ 搬 入 令和6年9月20日（金）
- ・ 撤 収 令和6年9月21日（土）

(2) 業務内容

① イベント等の企画・運営

ア 全体運営・管理・調整

- ・ イベント全体の企画・演出・調整・運営・管理を行うこと。
- ・ 企画提案において、イベント実施までのスケジュールおよび業務実施体制（イベント当日の人員配置を含める。）を提出すること。

イ 運動会・体験教室の企画・運営

※（ ）内の数字は想定数である。

○ 障がい者スポーツ運動会（5～）

- ・ 運動会は、障がい者等を対象とし、下記の内容を含めた提案とすること。
 - ・ 卓球バレー（全障がい者対象）
 - ・ ソフトバレーボール（精神障がい者対象）
 - ・ パン食い競争、風船運びリレー、玉入れ（全障がい者対象）

など

- ・ 団体競技の上位チーム（1～3位）に対しては、賞状・トロフィーを作成し、競技終了後に表彰すること。
- ・ 参加者は事前申込とすること。（必要に応じて当日申込も可とする）。
- ・ 障がい者福祉団体や競技団体と協力し運動会を実施すること。

○ 体験教室（5～）

- ・ 提案内容は、ゆるスポーツ、ニュースポーツなどの体験教室で、多くの健常者の参加が想定される内容とすること。
- ・ 体験教室は、障がい者、健常者が共に楽しむことができる企画を提案すること。
※eスポーツの体験教室は別途委託予定のため含めないこと。

ウ 交流会の企画・運営

- ・ 企画提案において、パラスポーツの活性化、障がい者と健常者の交流などを目的とした企画を提案すること。提案内容には、パラリンピアンを想定した内容を含めること。
※パラリンピアンの出演にかかる費用はしあわせ福井スポーツ協会に対応するため経費に含めないこと。
- ・ 参加者は事前申込とすること。

エ 飲食コーナー

- ・ 企画提案において、飲食コーナー（キッチンカーを含む。）の提案を行うこと。なお、飲食コーナーは、屋外での運営を想定し提案すること。
- ・ 数についてはしあわせ福井スポーツ協会と協議して決定するが6つ以上を想定すること。
- ・ 飲食コーナーに係る各種手続きを行うこと。
- ・ セルフ商品販売の場を設け、関連事業所等と出店について調整すること。

オ その他

- ・ イベント参加者に対する保険に加入すること。

② 会場および会場周辺広報物等の設営・撤去

- ・ 企画提案において、(2)①イ、ウ、エを実施するための会場レイアウトを提案すること。
- ・ (2)①イ、ウ、エを実施するために必要な会場設営を行うこと。
- ・ イベント情報の宣伝等を目的とした催事看板類を制作し、福井運動公園周辺に設置すること。

③ イベント会場におけるスタッフの配置

- ・ イベント責任者を必ず配置すること。
- ・ ブース設営・運営・演出（司会を含む。）、救護（救急医療対応を含む。）、写

真・動画などの記録撮影、駐車場整理、警備、その他イベント実施に伴い必要となる人員を配置すること。

④ 参加賞の配布

- ・ 運動会参加者に対する参加賞を作成し、配布すること。

⑤ 会場内での、障がい者に対する手話通訳や要約筆記等の情報支援

⑥ 記録（写真撮影・編集）

- ・ 写真はホームページ等で公開できる画質を確保すること。

⑦ 謝金および各種必要経費等の支払

- ・ 出演者や競技団体等への謝礼、輸送費等を支払うこと。

⑧ 事業実施により発生する収入

- ・ 事業実施により、受託者に発生する収入については、事業運営に充当すること。

(3) イベントの広報業務

① チラシ・ポスター等の制作・配送

- ・ チラシ（A4 両面フルカラー）、ポスター（B2、B3）をデザインすること。
- ・ 企画提案において、チラシ、ポスターのデザインおよび集客に必要な数量を見積り提出すること。

(4) 運営マニュアルの作成

4（2）～（3）を実施するため、詳細な運営マニュアルを作成し、しあわせ福井スポーツ協会および関係者に説明すること。

5 成果品

イベント終了後は、以下の成果品を提出すること。

- (1) 業務完了報告書（A4 版パイプファイル正副2部）および電子データ（DVD-R 等）
- (2) イベント記録（写真）
- (3) 広報物（各1部）
- (4) 業務の履行過程で作成した電子データ
- (5) その他、しあわせ福井スポーツ協会が必要に応じて指示するもの

6 特記事項

- (1) 業務の実施に際して、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務により得られた成果物は、すべてしあわせ福井スポーツ協会に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、提出すること。なお、業務実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ・ 履行工程表
 - ・ 責任者および業務組織計画（組織図、人員配置図、名簿等）
 - ・ その他、必要に応じてしあわせ福井スポーツ協会が指示するもの
- (4) 業務の履行に当たっては、しあわせ福井スポーツ協会と十分な協議および連絡調整を行うこと。
 - (5) 開催会場は屋内外双方であるため、屋内イベントは雨天時も決行するが、荒天時においては、詳細についてはしあわせ福井スポーツ協会と協議して定めるものとする。
 - (6) 受託者は、関係者に対し適切な説明を行うこと。
 - (7) 業務の履行に必要な経費（旅費、資料作成費等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
 - (8) 不測の事故が発生した場合など、緊急やむを得ない事情がある場合は、受託者の責任において臨機の処置をとるとともに、直ちにしあわせ福井スポーツ協会に報告すること。
 - (9) 撤去に際しては清掃を徹底し、清掃完了後は施設管理者の確認を受けるものとする。

7 その他

本仕様書の記載のない事項および疑義が生じた場合には、しあわせ福井スポーツ協会と協議のうえ、その指示に従うものとする。